



連載

アメリカ合衆国のロースクール教育

第5回

臨床法学教育における協働

アメリカ・ロースクール協会主催の臨床法学教育に関する大会報告

村岡啓一 一橋大学大学院法学研究科教授

はじめに

私は、昨年に引き続き、2006年4月30日から5月3日まで、ニューヨークで開催されたアメリカ・ロースクール協会(The Association of American Law Schools: AALS)の主催する臨床法学教育に関する年次大会に参加した。登録参加者は476人を数え「過去最高である」との発表があったが、去年も450人近い参加者で「過去最高」であったから、年々、参加者が増加していることがわかる(日本からは、一橋大学の私と早稲田大学の四宮啓弁護士の2人が参加した。昨年の参加者が5大学9人であったのと比較すると少々寂しい気がした)。参加者に聞くと、AALSの公式行事として、毎年、ロースクール教育のさまざまな法分野ごと(たとえば、契約法、刑事法といった法分野ごと)にワークショップやコンファレンスといった研究集会が開催されるが、特定の法分野がこの種の研究集会を毎年実施するのは珍しいようで、「臨床法学教育」(いわゆるクリニック)はその珍しい例の代表格なのだそうである。臨床法学教育に携わる教員は「クリニシャン」(clinician)と呼ばれ、実務家の経験を有する者、現に実務家である者が多いが、同じロースクールの中であっても、いわゆる「研究者教員」(scholar)との間では、教育方法をめぐって、未だに「闘争」があるという。クリニシャンは、実務の現場に身を置いて、いかに効果的な教育を学生に施すかについて日々創造的であろうと努めるのに対し、研究者教員は自らの研究業績のほうに目がいて、教育方法の開発および革新には消極的であるのだという。その

ため、ロースクール全体で新たなプログラムや教育手法を実践しようとする場合、クリニシャンは研究者教員の中の教育改革に熱心な一部の教員を巻き込んで、古い体質の研究者教員との「闘争」に勝利する必要があるのだそうである。アメリカのロースクールにおいて、クリニックは「理論と実務の架橋」の理念の下、すでに定着した観があるが、実は、その裏側では未だに教育の主導権をめぐる熾烈な闘いが続いているというわけである。年々、盛況を誇っているクリニシャンの大会に熱気と創造性が充満しているのは、そうした厳しい状況から生まれた「闘争」の成果と日々の進化が現れているからであり、必然ともいえるべき理由が存在するのである。

今年の大会の統一テーマは「協働」(collaboration)であり、クリニックにおけるさまざまな形態の「協働」が紹介された。学生、同僚、依頼者との「協働」というのは臨床法学教育の本質であるが、今回紹介された「協働」の形態は、国内のロースクール間のプログラムの「協働」はもとより、国境を越えたロースクール間の「協働」や隣接諸分野の専門家との「協働」といった新しい形態のものであった。わが国のロースクールにおける臨床法学教育の現状からみると「夢のまた夢」という印象が強いが、私が見聞したいいくつかの例を紹介してみよう。

諸外国のロースクールとの協働

ソヴィエト連邦の崩壊後、ソヴィエト圏に属した中欧・東欧諸国の法曹養成のために、アメリカのロースクールは積極的な役割を果たしている。本大会



では、リア・ウォーザム教授 (Leah Wortham) らによるアメリカ・カソリック大学コロンバス・ロースクール (Columbus School of Law, The Catholic University of America) とポーランドのヤギロニアン大学 (Jagiellonian University) ロースクールの相互交流、および、バーバラ・シャッツ教授 (Barbara Schatz) によるコロンビア大学ロースクール (Columbia University Law School) の「NGO クリニック」の実践が報告された。いずれの活動の背景にも、フォード財団やソロス財団などの資金援助をうけた法制度支援がある。とりわけ、クリニックの展開にとって決定的な役割を果たしたのが「憲法・法政策財団」(Constitutional and Legal Policy Institute : COLPI) による「公益法イニシアチブ」(the Public Interest Law Initiative : PILI) およびアメリカ法曹協会 (ABA) による「中欧・ユーラシア法イニシアチブ」(the ABA Central European and Eurasian Law Initiative : ABA CEELI) である。「公益法イニシアチブ」とは、1996年にCOLPIの資金援助を受けて公益法に関するシンポジウムが開催された際、南アフリカにおけるロースクール・クリニックの果たした重要な役割の報告を聴いたフォード財団のコンサルタント (Edwin Rekosh) が、旧ソヴィエト圏の中欧・東欧諸国における公益法の発展のためにもロースクールの臨床法学教育が有効であるはずだと考え、コロンビア大学ロースクールにその構想を持ち込んだことに由来する。当初、COLPIの資金援助の提供にもかかわらず、中欧・東欧諸国のロースクールは、ローマ法の伝統を持つ法制度の下では臨床法学教育は必要ないと考え導入に消極的であったが、「理論と実務の統合」のためには技術の習得が必要だと気づいた後は、ローマ法の法制度下のロースクールにおいても「生身の依頼者」を扱うクリニックが効果的であることを理解するに至った。1998年秋、COLPIの資金援助を受けて臨床法学教育に関する第1回国際会議がニューヨークとワシントンで開かれ、中欧・東欧諸国から14人の教授の参加を得たのを皮切りに、以後、毎年、ポーランド、ブルガリア、ラトビアで同様の会議が開催され、現在では、20カ国以上のさまざまなクリニックプログラムのネットワークが形成されている。ABAの「中欧・ユーラシア法イニシアチブ」も、1994年以来、ABAが主体となって中欧・東欧諸国のロースクールにおけ

るクリニック設立を支援するものであるが、両者には支援対象のクリニックの形態およびカリキュラム全体の中の位置づけなどに違いがある。すなわち、PILIが、「法の支配」を確立し公益法の考え方を発展させるためには、法曹の養成において、実際の依頼者の代理人になることが不可欠であると考え、生きた事件を扱うクリニック (live-client clinic) を志向し、カリキュラムの中に正規科目として位置づけるのに対し、ABA CEELIは、中欧・東欧諸国の実状を考慮して、より現実的に、依頼者を代理せず模擬事件を扱う形態のクリニック (simulated-client clinic) を支援し、必ずしも、カリキュラムの中にクリニックを組み込まなくてもよいという柔軟なアプローチを採っているのである。しかし、両者は、文化・伝統を異にする異国のロースクールにおいて、いかに効果的な法曹養成を行うか、そのためにいかに実りの多い「協働」を実現するかという目的意識においては共通しているので、全体として、さまざまな形態のクリニックの創設に寄与しているといえることができる。

ABA CEELIの実践例が、カソリック大学ロースクールとヤギロニアン大学との間の相互交流である。1992年にカソリック大学ロースクールがアメリカ法に関する夏季プログラムをヤギロニアン大学に開設したことに端を発し、現在も続く夏季プログラムには、25人から30人のアメリカのロースクール生と同数のポーランドのロースクール生が参加し、両校の教員による手作りの英語によるポーランド法の教材を使用した学生同士の「協働」によって、異なる法制度の下での裁判官の役割、弁護士との役割の違いや両制度のシステムとしての効率性や公平性が検証されている。クリニックについて言えば、両校の関係者によって1996年12月にクラコフで臨床法学教育に関するコンファレンスを開催したのを契機に、1997年3月にフォード財団の資金援助によってポーランド側の教員がアメリカを訪れて臨床法学教育の手法を学ぶに至り、同年秋には、ヤギロニアン大学はポーランドにおいて最初にクリニック (民事、刑事、人権のクリニック) を設けたロースクールとなった。報告によれば、同大学のクリニックは、具体的な事件の法的問題につき意見書を書く「法的助言」(an advice-only service)にとどまっているが、それでもポーランドの法制度の下では、事実上、法的助言を受けられない貧困者層の権利の実

現に寄与しているという。刑事クリニックでは、刑事上の罪に問われた市民に刑事手続の助言を与えるほかに、犯罪被害者のために法的な救済手段の助言をしたり、受刑者の抱える法的問題についての助言なども行っている。ポーランドの法制度の下では、アメリカの学生のように、直接、裁判所で代理行為を行う権限は認められていないが、民事クリニックでは、後見人になるとか、消費者事件や児童保護事件などでポーランド法が代理資格を認めている非営利組合を設立するなどの工夫をして依頼者の代理活動を行っている。また、人権・難民クリニックでは、難民認定申請手続の代理やヨーロッパ人権裁判所への不服申立を行っている。以上が、ヤギロニアン大学のクリニックの現状報告である。なお、現在、ポーランドのすべての公立大学にはクリニックがあり、2002年に設立されたポーランド国内のクリニック基金を通じて、臨床法学教育の全国的な基準を確立し、研修会を行うなどして全国的な質の向上に努めているそうである。

PILIの実践例は、コロンビア大学ロースクールの「NGOクリニック」プロジェクト(NGO Clinic project)にみることができる。

バーバラ・シャッツ教授は、同スクールの非営利法人を代理するクリニック(the Non-Profit Organizations Clinic)の指導者であるが、現在、「NGOクリニック」の事業推進者として世界中を飛び回っている。これは、特定の依頼者層(たとえば、難民)を代理するためのクリニックをネットワーク化し、各国のNGOを支援する団体のネットワークと研究者とを結びつけることによって、「法の支配」のインフラ整備(法曹養成)を実現し、ひいては市民社会の強化を図ろうという構想である。1999年以降、ブダペストにあるエトヴェシュ・ロラード大学(Eötvös Loránd University: ELTE)のNGOクリニックを中心に、すでに、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)と提携して難民を代理するクリニックのネットワークが実現しており、16カ国のクリニックが参加しているという。この成功の背景には、COLPIが資金援助を希望する大学にクリニック一般の創設資金を提供し、UNHCRがその中に難民クリニックを新設するための追加の資金援助をするという資金援助面での「協働」がある。毎年、NGOクリニックの国際会議が東欧地区で開催されており、2003年、サンクトペテルブルクとエカテリンベル

クで開催された国際会議では、ロシアの臨床法学教育にNGOクリニックの考え方を導入することがテーマであったというから、「NGOクリニック」の射程はロシアにまで及んでいるのである。

こうした法制度支援(法曹養成支援)の動きは、なにも旧ソヴィエト連邦崩壊後のソヴィエト圏諸国に限られるわけではなく、今日では、中国、韓国といったアジア諸国にまで及んでいる(私が懇談した何人かは、実際に、中国および韓国において臨床法学教育の概念を教授し、かつ、実践を開始していた)。国際人権規約という共通の物差しの下で「法の支配」を実現するための途上にあるアジア諸国も、また、「法曹養成」というインフラを整備する必要性という点では、ソヴィエト圏諸国と変わるところはない。わが国も2004年に初めて法科大学院を設立し、今年の春に最初の修了者を出したばかりであるから、韓国、中国よりも一足先に専門的な法曹養成に乗り出したとはいえるものの、試行錯誤を続けている発展途上国であることには変わりがない。それゆえに、アメリカのロースクールの臨床法学教育の失敗と成功に学ぶ意義は大きいのである。

さらに注目すべきは、こうした諸外国でのクリニックの創設や具体的な指導法の伝授にあたってきたクリニシャンが、個々人の体験を個人の財産としてのみ溜め込むのではなく、国際的なネットワーク「正義の教育のための国際連帯」(the Global Alliance for Justice Education: GAJE, <http://www.gaje.org>)を結成して、毎年、世界各地(インド、南アフリカ、ポーランド)で臨床法学教育の向上のための国際会議を開催して、意見交換をしていることである。同様の動きは、雑誌「臨床法学教育国際ジャーナル」(International Journal of Clinical Legal Education: IJCLE)を発行している英国のノーザンブリア大学(Northumbria University)のクリニシャン(Philip Plowden)を中心としたグループが、毎年、IJCLEコンファレンスを開催して、クリニックに関するさまざまな問題を討議していることにも現れている。クリニックを舞台とした法教育は、それぞれの文化や法体系を異にしつつも、「法の正義」を最も効率よく教える方法論として各国の法曹養成を担う教育者の支持を受けて、いまや、国境を越えた「協働」(cross-cultural collaboration)が実現しているのである。



隣接分野との協働

今回の大会では、隣接する諸分野との「協働」(Interdisciplinary Clinic)や複数の領域を横断する形態の「協働」(Trans-disciplinary Clinic)を実現しているクリニックも多数紹介された。

前者の例としては、ニューヨーク市立大学(The City University of New York)の家庭内暴力にさらされている移民女性の救済プロジェクト(the Battered Immigrant Women's Project)がある。女性に対する暴力救済法(the Violence Against Women Act)に基づき、ロースクール3年生とソーシャルワークを学ぶ学生とが地域のボランティア団体と提携して、英語を話せないスペイン系移民女性の保護申請のための活動を担うクリニックである。特徴的なことは、一つには、暴力を受けている女性の権利をテーマとする家事事件クリニックと移民および難民の権利をテーマとする移民法クリニックが「協働」して、家庭内暴力にさらされている移民女性の法的問題の全体を把握する試みであること。二つには、社会福祉を専攻する学生とその学生を指導する臨床ソーシャルワーカーをも交えて、被害女性が真に必要なとする全人格的な支援策を考えるという他領域の専門家との「協働」であること。三つには、地域社会で現実には被害女性の救済にあたっている支援団体との「協働」により、地域社会で現実に必要なとされている法律助言(community lawyering)を実現することである。このプロジェクトは、被害女性の法的代理行為を直接担うものではなく、あくまでも、被害女性本人が救済法を理解し、自ら権利を行使し、自信をもって自立した生活を送れるように法的および福祉的な観点から助言をすることに目的がある。学生は、現実と法の落差を認識し法律の限界を知ることによって、一層法律家としての役割と仕事をいかに効果的に行うかを考えるようになるという。

後者の例としては、アリゾナ州立大学(Arizona State University)の「テクノロジー・ベンチャー・クリニック」(the Technology Ventures Clinic)がある。このクリニックは、アリゾナ州立大学に帰属する研究成果の知的財産権を守るために、大学の機構の一部である「アリゾナ・テクノロジー・エンタープライズ」

(Arizona Technology Enterprises)を顧客とし、ロースクールの学生が同大学群に所属するビジネス・スクール、エンジニアリング・スクールおよび芸術単科大学の学生らと「協働」するチームを作って「事業主」(project owner)となり、実際の特許を取るまでの過程を実践するものである。まったく異なる分野の学生が集まって、一定の目的達成のために「協働」する過程に学習の意義と教育上の成果を見出している。学生の熱意は高く、テクノロジー分野のベンチャー事業における法律実務の実際を経験できることは学生の貴重な財産となっている。

こうした実例は、クリニックが現代のさまざまなニーズに対応していることを示すと同時に、法律家が法的問題の解決には寄与しえても、真の意味での依頼者のニーズに応えるには、実に多くの隣接諸科学や他の分野の専門家の助力を得なければならないことをも示している。実際のところ、現実の世界では「法は万能」では決してなく、あくまでも、紛争解決、問題解決の一手段にしかすぎない。クリニックにおける教育は、さまざまな形態の「協働」を通して、法律家が依頼者の幸福を実現するために他者に依存せざるをえない今日の実像(real world)を、確かに学生に教えているのである。

(むらおか・けいいち)

